

令和元年9月26日

認可保育所・幼保連携型認定こども園（2号）に通う

3～5歳児クラスの保護者の皆様へ

稲城市長 高橋 勝浩

稲城私立保育園園長会会長 富岡 孝幸

給食食材料費の改定のお知らせ

給食食材料費につきましては、稲城市と稲城私立保育園園長会との協議により、給食食材料費の月額について協議してきた結果、国の示した目安である月額7,500円を利用施設へお支払いいただくこととして既にお知らせしておりました。

その後、他市の状況や保護者の皆様からのご要望などを受け、稲城市と稲城私立保育園園長会で、令和元年9月18日及び9月24日に再協議を行った結果、各施設の給食提供の実態等を踏まえ、各園の工夫や努力により給食の質を確保しつつ、月額6,000円とすることといたします。

この再協議におきましては、今回の幼児教育・保育の無償化については、「就学前の3年間分の保育料を国の基準で無償化とする」という基本的な考え方についてを再確認いたしました。

また、給食食材料費については、在宅で子育てをする場合でも生じる費用であること、授業料が無償化されている義務教育の学校給食や他の社会福祉施設の食事も自己負担すること、2歳児クラス以下の利用者の給食食材料費は無償化に関わらず保育料に含まれており自己負担であること、幼稚園等利用者や認可外保育施設を利用する方の食費は原則自己負担であることを確認いたしました。さらに市民のご要望に応えるために待機児童対策として、認可保育所及び認定こども園、家庭的保育事業の新設、認証保育所の認可化、既存施設での弾力化による受入児童数の拡充に取り組み、学童クラブ、放課後子ども教室など様々な子育て支援施策にも取り組んでおり、新たな給食食材料費へ充当する財源がないことなどの現状も踏まえ、全体の公平性の観点から認可保育所や認定こども園を利用する3歳児クラス以上の給食食材料費も原則自己負担していただくこととの考えを確認いたしました。

また、給食は、各保育園などの施設で提供されますので、給食食材料費はそれぞれ各施設に直接納めていただくこととなります。（なお、口座振替の場合の手数料は原則自己負担。）

なお、お支払い方法については、各施設からご案内いたします。

※都補助金に関する情報については、市ホームページに詳細を掲載していますので、ご確認ください。

（お問い合わせ）

制度について：稲城市福祉部子育て支援課保育・幼稚園係

電話 042-378-2111(内233・234)